

サービス提供責任者の人員配置基準の見直し

○ これまでの介護給付費分科会において、サービス提供責任者について、

- ① 報酬上何らかの評価を行うべき
 - ② 人員配置基準について
 - ・ 従来通り常勤を基本とすべき(非常勤化に対する懸念)
 - ・ 質が担保できれば優秀な非常勤職員を活用する道を開くべき
 - ・ 人数ではなく配置時間で定めることもありうる
- 等の意見をいただいているところ。

介護給付費分科会における主な意見(サービス提供責任者関係) 抄

【報酬上の評価】

- ・サービス提供責任者の業務について何らかの報酬上の評価を行うべき。
- ・サービス提供責任者の役割の重要性に見合う処遇を可能にする報酬の水準を考えるべき。

【人員配置基準の見直し】

- ・常勤ではない人がサービス提供責任者になることにより、利用者の安心の保障が確保できるか懸念する。質の確保というのは、どのような形で確保するのか。
- ・サービス提供責任者の基本原則は常勤。その原理原則は崩すべきではない。複数のサービス提供責任者がいる場合、それを統括するような主任サービス提供責任者といったものを検討し、そこに報酬上の評価をしてはどうか。
- ・サービス提供責任者の重要性を考えると、非常勤で良いのかという疑問が残る。
- ・サービス提供責任者を非常勤にするということは、非常に冒険である。
- ・パートでも安易にサービス提供責任者になれるという論理は誤りである。
- ・サービス提供責任者について、非常勤の方向というはあるべき姿ではない。
- ・利用者の立場に立った見直しをして欲しい。
- ・常勤職員がいないため、サービス提供責任者が配置できず、利用者のニーズに応じたサービス提供が困難となっているなどの実態はあるのか。
- ・非常勤でも可能とすることは良いが、安易な緩和は納得できない。常勤の比率を最低50%とするのではなく、少なくとも2/3、3/4、4/5とする必要がある。
- ・優秀な人材であれば非常勤職員であってもサービス提供責任者の責務を十分に担えるし、非常勤職員のキャリアの選択肢も広がる。
- ・質が担保されれば、常勤・非常勤は大きな問題ではなく、非常勤でもよいのではないか。人数ではなく配置時間で定めることもあるのではないか。
- ・仕事と家庭の両立を支援する観点から、非常勤でもサービス提供責任者となれる道を開くべき。

【その他】

- ・サービス提供責任者の業務が多忙であることと常勤要件の見直しはどう関係するのか。
- ・サービス提供責任者の職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化の推進が必要ではないか。